

をいたします。社会保険審査会委員、これは国会の承認を受けた、法律上のまあきちんとした規定に基づいて選任されました委員がこれを十分取り調べまして、そこでまあ判断をいたすわけでございます。なお、それにすらもさらに不服がございますれば、裁判所の方へ出ることに相なりますが、このように、一応行政庁の認定に対しては、不服があります場合には、救済の措置はかくのように講じてある次第でございます。

○小柳勇君 今までそういうことで苦情なり異議の申し立てがあったというような統計ございませんか。

○政府委員(太宰博邦君) 御質問に、私の今記憶でお答えいたしますと、これはないと存じます。これはやはり客観的に、健全なる常識でもって判断いたしますれば相当明瞭でございますし、するので、こういうようなもので非常に大きく問題になって、そのためにまあその請求人の権利が非常におくれたというような事例は私まだ耳にしてございませんで、あるいは私の記憶の外にあるいはあるかもしれませんが、こんなものはそんなにたくさんあるはずはない、まずまずないと申し上げて、そう間違いないという感じでございます。

○小柳勇君 その問題は、今までわれわれも異議を聞くようでございますけれども、そういうことを、審査官のところへ届いた異議の申し立ては統計として出ておらないようでありますから、今後の具体的な問題として、われわれとしても少し検討してみたいと思います。

次の問題は、厚生年金を主体として

話しますと、給付率の問題が若干よくなつたと、考え方として前進しておるということ、大臣も局長も、衆議院でも参議院でも答弁しておられますが、失保など私どもが見ますという、政府の負担は非常に軽減されていくけれども、個人負担の方はごくわずかで、前進しておると言われるほど給付が増加してない。四法をずっと並べて見ましても、失業保険の方が一番冷遇されて、あとの厚生年金や船員保険の方が若干前進の跡が見える、そういうふうには私は考えます。その問題について、全般的に、労働大臣、いかがでしょうか、御意見を聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(松野頼三君) 失業保険は、一見非常に冷遇という言葉が出ましたが、必ずしもこれは冷遇とは考えておりません。こういうような非常な好況によりまして、保険財政が非常に健全になった、従って、給与及び給付に關しては何ら変更せずに、健全な財政が保てるという見通しで、保険料率を千分の二下げる、これは事業者及び労働者の負担の軽減であります。なお、待期日数の六日、四日を五日、三日に切り下げる、これは日雇いに対する優遇であります。ただ、保険財政的な観点からいって、積立金が、より以上積み立てられるものが減るんじゃないかというところが私は疑問ではなからうかと思ひますけれども、今日の事情では、約六百億以上、三十五年には七百億の積立金の予想がされますので、この程度のもものは私は保険財政としても危険はない、こう考えます。必しも、その後退だとか、あぶないとか、冷遇だとかいう言葉は、まだ今

日の段階では私は当てはまらない。しかし、将来、それじゃあどうだということ不安もございしますので、法律案には三十四年—六年とやってみて、そうしてその結果、八年までにさらに検討しようという一条の安全弁をつけました。なお、毎年会計で、赤字が出たときには政府がそれを補てんしろという、また、もう一つの安全弁をつけておきますので、私は、ただ保険財政の積立金の増減からいふならば、いろいろ議論はございしようが、保険者に対する私は待遇としては、何らこれは後退にあらずと、こう信じております。

○小柳勇君 厚生年金の方では、標準報酬月額に利率をかけます。すぐ標準報酬が変動するとは思ひませんが、賃金の上昇によりましては、保険率、給付率も変わつて参ります。失保の方は、固定給付でありますから、この厚生年金などに比べて、失業保険の方としては、一応原則はこの率はきまつておりますけれども、あとは固定した支給率である、こういうことで、その面からだけでも給付が悪いという印象をわれわれ持つわけです。失業保険は、特にまあどの委員も言っているように、ぎりぎり結算の生活をしている人たちの失業保険である。そういうものが固定して幾らだときまる、片一方は、厚生年金の方は標準報酬月額に利率をかけていく、こういうことで、すぐスライドするとは考えませんが、この所得増減なども言われまして、経済の好転に伴ひまして、ぐんぐん給付率が増加するその傾向に比べて、失業保険の給付率というものは前進できない。これが四法を見まして一番感ずる

点です。そういうものに対して、一応基礎は、この率ときまつておりますけれども、あと失業保険の方はそういう固定した給付金額になりますから、前進する率が非常に少ない、そういう面でも冷遇しておるのではないかと思ひますが、その点いかがでしょうか。

○国務大臣(松野頼三君) 失業保険は、御承知のこと、その性質がやはり雇用と賃金に私は関連を持たしておる。従つて、賃金の上昇ということがやはり労働者に対する福祉でありますので、賃金の上昇にあわせて、失業保険も当然上昇ということはお考えられるものであつて、ただいざに、保険というよりも、やはり総合的な、雇用の中の一つの安全対策でありますから、従つて、これを定率とか定額とかいうのでなしに、やはり賃金にあわせて当然失業保険というものをきめて、従つて、賃金の上昇を期することが私は基本じゃなからうか、こういうふうな考えを持っています。

○小柳勇君 そうしますと、この前、質問途中で藤田委員の質問が続けられたのでありますが、今までの統計的な例をずっと取りましても、失業保険給付率というものが、全体的な、月平均にいたしましても、わずか四・八か、まあ多くて五くらいにしかありません。しょう。そういうしますと、生活保護のズレとか、それより以下の場面すら出るのはないか、全体的な平均としては、そういうもので、まあ厚生年金についてはあとでまた若干質問いたしますが、まずそういうふうな給付率を、四法を見まして、平均してみても、失業保険の方が冷遇されておる、そういう点についての将来のこれ

はまあ全体的に見て、また、三年ぐらいを一つの転機にして改正するようなもの、思想が入つていようでありますが、将来です、一つ労働省として何か抱負もあるか、あるいは、検討するといふまあ方向にありますが、もう少し基本的なものを御意見を聞かせておいていただきたいと存じます。

○国務大臣(松野頼三君) 御意見のようなことは、実は今回の法の一部改正案のあとにおきまして議論が非常に出ております。一番出ましたのが一番最低の日雇いの問題であります。日雇いの失業保険のいわゆる六割というのに対する、あるいはこれは定率に

なつておりますが、定率、定額に対するいろいろな実は議論がなつて、衆議院からは附帯決議が実はこの問題について出ております。私は一つの大きな、ごもっともと申しますか、当然なことじゃなからうかと感じて、この改正は一つ政府も誠意をもつて考えなければならぬ、実はまず問題点の第一をあげております。将来におきまして、大きな意味で失業保険法の改正をやれば基本的にはあると存じておる二、三年のうちにあります。しかし、やはり失業保険そのものの給付の問題か、あるいは内容の問題か、いろいろ議論はございしますが、私は基本的に失業保険の改善をはかるべき時期はあると存じます。ただ、今回の改正につきましても、すでに一年二か月前に政府が出したものでございしますが、その後手続修正である程度は改正は加えておりますが、この時期にやるには私はまだ手続と方法が熟していない、やはりあらゆる機関に諮つてやるには多少時間かかるかと存

はまあ全体的に見て、また、三年ぐらいを一つの転機にして改正するようなもの、思想が入つていようでありますが、将来です、一つ労働省として何か抱負もあるか、あるいは、検討するといふまあ方向にありますが、もう少し基本的なものを御意見を聞かせておいていただきたいと存じます。

じます。しかし、基本的にはこれでもいいのだと私は考えておりません。やはりこういう健全財政になったときにはやはり基本的には改善すべきところ多々あると私は信じております。しかし、保険ですら相当長期な計数計算から成り立って参りませんと間に合いませんで、今回の改正には、方向としては御趣旨のような方向かと思えますけれども、どこどこと触れるにはまだ問題は私は多いんじゃないか、かように考えております。

○小柳勇君 この前も藤田委員がいろいろ質問をいたしておりましたが、まあ三年間検討してみても、その収支が償わなければ三分の一まであるいは国庫負担を増加してもいいというような思想があります。そういうのであればこういうこの今四法を画期的な一画期的ではないが一応前進する法改正がなされたときに政府の負担を減らすというところが目立つわけですね。で、被保険者の生活を中心にするよりも、むしろ国の、国庫の財政を中心にして法案の改正が考えられたとしか言えない。まあいろいろありまして、衆議院の修正もありましたから、衆議院の方でも最大の努力をしてここまで持ってきたと思えますが、私どもがずっとこの四法を並べてみたときに、こういうような改正の時期に、被保険者の生活を中心にするよりもむしろ国の財政なり保険財政を中心にしてこの法案が改正されようとしておる。そういうところは、むしろこの今の岸内閣も国民皆保険を唱え、社会福祉に十分関心を持って施策をやっておられるのですから、こういう重要な時期に、いまだ国民生活を中心にし、社

会福祉あるいは厚生というものを中心にして法改正をなすべきではないか、こういう一番いい絶好の機会ではないかと思うわけですね。そういうのにかかわらず、国庫負担の方の減少だけが目立って給付率の改善があまり目立たないという点については私どもとして不満であります。厚生大臣、その点いかがでございますか。

○政府委員(大澤博邦君) 便宜私から先に御答弁申し上げます。あえて申し上げるまでもなく、御存じのように、今回の改正は一年前に提案申し上げた次第でございます。その当時といたしまして、まあ厚生年金あるいは給付率の改善等については、まあ給付内容を改善するとかあるいは保険料率の引き上げというように、それから日雇健康保険国庫負担の引き上げというところについて、これまで給付の内容の充実をはかるような措置をとっておるわけでありまして、失業保険については、実はただいま労働大臣が御答弁申し上げましたような趣旨によりまして、法は後退は一つもしておらぬわけでありまして、さらにその後の修正によりまして内容もよくして参ったわけでございます。

また私どももいったとしますれば、さらにこの皆保険になったときに、各社会保険の内容を充実し、及び各制度間のまあバランスを調整をはかりまして、均衡のとれた形で全体が進んでいくようにしなさいなというところで、それについては社会保険制度審議会に総理大臣からただいま諮問して審議をされておる段階でございます。この全般の均衡のとれた発展ということになりますと、これなかなか大きな

な根本の問題でございますので、これはただいま申し上げた程度のこととは今回にいたしましたけれども、それ以上のことになりましたけれども、やはり社会保険制度審議会に基本方針を、意見を求めまして、それとも相俟って政府内部において諮って参ると、こういうのが最も妥当な措置じゃないかと、かように考えております。国庫負担の関係と、あるいは料率の調整は今回いたしましたけれども、これはごく一部でございます。また、全般的な均衡のとれた姿にいたしまして、やはり制度審議会とも相俟って今後検討して参らなければならぬものと考えておる次第でございます。

○小柳勇君 大臣どうでしょう。○国務大臣(渡邊良夫君) 事務当局のただいまの答弁ですべてでございますけれども、やはり将来の被保険者の負担というものにつきまして、やはりこのたび保険料率を引き上げたということは、保険財政の健全化のために、やはりこのたび修正積立金方式というものは五年ごとにこれをやらなければならぬ意味からでありまして、被保険者のために給付率を引き上げるといことは、そういう意味からでございます。

○小柳勇君 たとえば、厚生年金三千億、健康保険二百億、あるいは失業保険六百億など、四千数十億の積立金などの運用が、まあ主として、預託をされて運用されておるが、そういうようなその積立金の大きさが、そういうものがあるにかかわらず、今回この国の負担は減らす方向の思想がここに

ある。そういうことであるならば、われわれとしては、もし被保険者の生活を中心に考えていくならば、むしろ積立金もその方向に回すように、あるいはいろいろな方法があるでしょう。病院をやることもありましようし、福祉施設をやることもありましよう。いろいろそういうふうな生活をよくする方向に回すことができるでしょう。また、国庫負担も今急にこれを減らそうと、予算がだんだん年々増加して参りますに、経済も五割から七割増加するに、かわらず、国庫負担を減らして被保険者の生活をあまり中心に考えておらぬ、こういうことを私は中心に言っておるわけですが、四法の改正を見て私どもが感ずることは、国民全部そういうふうな感じやしないかということですね。今の日本の生活実態を考えてみますと、この四法の四つの法律に含まれる被保険者の生活というものは決して楽なものじゃないと思えます。たとえ公務員あるいは公社関係の共済組合制度が充実しておるところにおいてすら、退職したとすると何らかの仕事をしなければ生活ができないのが実態であります。従って、そういうような日本の国民の生活の実態を考えると、こういうような改正の時期には努めて生活実態をよくする方向に、これは具体的ないろいろありましようが、そういう思想で法案の改正をするというところが一番大事なことではないか、そういう思想にすれば、今度の法律というものは、特に失業保険、あるいは日雇健康保険などはその思想が非常に足らない、むしろ保険経済を中心にして法案の改正をなされつつある、こういうことを私は質問しておるわけでありま

が、具体的にいろいろありましようから、もう少し具体的な問題から質問いたして参ります。たとえば厚生年金の積立金などが預金してあります。そういうものをもう少し別に何か社会福祉施設、あるいは厚生年金に向いた何らかの使い道を考慮される、考慮しておられる、そういうことはございせんか。あるいは諮問されている事実はございせんか、そういうことをお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(渡邊良夫君) 実は御指摘のように、私どもも厚生年金の還元自主融資というところは数年考えておることでございます。しかし一面、今預金部資金といたしまして、これが各種の産業に使われるということも、労働者の生活に関するところの大きな雇用問題、その他についてのいろいろな問題にも影響することだろうと思ひます。しかし、私どもはやはり厚生年金の運用問題というものは、現在われわれは毎年、年とともにこれが自主還元融資の方向に今日下努力中でございます。

○小柳勇君 もう少し具体的にですね、今大臣おっしゃったやつを具体的に御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(大澤博邦君) 厚生年金で申し上げますと、厚生年金の積立金は約三千億をこしておりますが、それは法規の規定に基づきまして全部大蔵省の資金運用部に預託することに相なると、ただいまそのように預託しております。その運用の利回りは大体約六分弱でございます。五分九厘八毛かと存じますが、それで運用いたして参っておりますので、まあ三十四年度は八十

五億という金が勤労者のために、あるいは病院なり、あるいは住宅なり、あるいは各種の厚生施設というものにこれは低利でもって貸し出されておるといふのが現状であります。その現状につきましても、先ほど大臣からお答え申し上げましたように、私も各被保険者が積み立てたその積立金は、将来の年金の給付の重要な原資の一つをなすものでございますので、できるだけこれは安全確実に保管をすると同時に、有利にこれを運用いたしまして、そうしてできるだけ多くの原資をもつて将来の給付に遺憾なきを期せねばならぬ、かように考えております。同時にまた、長い間の積み立てでございますから、その間の被保険者の心理等を考えまして、その金の一部は当然還元融資として被保険者の福祉のために使うということも考えなければならぬ、かようにも存じておるわけでございます。その点から考へ参りますと、今日の資金運用部に預託しておる状況は、これは私も必らずしもこれが一番いいと、満足すべきものとは思っておりません。それで、できるだけこれを将来の積立給付の原資として十分なる額にするために、私もほさらに改善の余地はないものであらうかというようなこと、あるいはまた、自主運用という問題についても検討する余地がある、あるいは今日の資金運用部の運営の仕方についてもいろいろ意見もあるというようなことでございまして、これにつきましても、ただいま厚生大臣の諮問機関でございする国民年金審議会等についても、またそれの方々の御意見も承ったりいたしまして、私も必らずしもこれを検討

討しておる段階でございまして、もちろん政府内部のことでもございするし、相当大きな額でございするから、これが財政投融資の一つの原資にもなっておる状況でございするから、今後いろいろとまた検討して調整をはからねばならない面はこれはあることは存じますけれども、私も必らずしもましては、極力先ほど申し上げましたように、将来の被保険者のためにこれが安全、有利に運用されるように努力して参らねばならぬ、かように覚悟しておる次第でございします。

○小柳勇君 ただいまのような答弁は、もう二年くらい前の決算委員会でも再々言っておられるわけですが、それであらう、国会答弁としては同じような答弁であるし、具体的にちつとも説明になつておらない。私は衆議院の速記録を一度一通り読んでみましたけれども、そのような答弁であるわけですが、もう少し具体的に、少なくとも厚生年金だけでも三千億の積立金ですから、これを政府の資金運用部の方で六分で貸してありますが、もう少し具体的に論議されたことがないのかどうか、あればお教え願いたいと思ひます。

○政府委員(大澤博邦君) 部内ではいろいろとたまたま検討しておる最中でございまして、今こゝで具体的に申し上げるといふほどのことにはまだたまたまのところではまだ固まっておらぬわけでありまして、大体の方向は先ほど大臣がお述べになりました方向で私も参りたいというところで、いろいろ具体的な点を検討している段階でございします。

○小柳勇君 私がつつと速記録を読み、かつ今御答弁を聞きまして感ずることは、保険経済というものが非常に将来不安がられておる。たとえば、はつきりした見通しは、一応推定はあるけれども、先の方で不安であるというようなことで、四法ともそういう思想がみなぎつておるようになっている。たとえば今までも統計から見ても、収入と支出、大体グラフに書けますから、そういうものを見ておられますという、たとえば三千億円あるけれども、これは将来どうなるかわからぬから、この金は大事にとつておかなければならぬというように、それが答弁の中にも再々言われておりますが、保険経済というものは一体そういうものでしょうか、そのことを少し意見を聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(大澤博邦君) 現在は御承知の通り、厚生年金保険、それから船員保険にいたしましても積立方式というものをとつておるわけでございします。つまりわれわれがふだんからそれぞれ賃金に応じて一定の料率をかけておきまして、将来あるいは年をとつたというような場合において、その積み立てたものを先ほど申し上げましたような安全、確実に、かつ有利に運用しましたそれによる原資からの利子と、それからその年における保険料とをもつてまかなう、こういう建前をとつておるわけでございします。従いまして、この三千億円という積立金は今後さらにふえて参ると存じますが、私も必らずしも、これは非常に大事なものとしまして運用して参らねばならぬ、そのためには、この実質価値が減るようなことを極力避けるいろいろな手当をして参らなければならぬと思ひます。これをもし当該年度の支出を

当該年度の収入でまかなうというようにな、いわゆる賦課方式と言われるようなものをとりましますとするならば、こういう積立金というものはそんなに必要ではないかもしれせん。しかし、それは今日の事情から申しますと非常に高い保険料となつて現われてくるわけでございまして、それは必ずしも被保険者全体のために決して有利な運用の仕方じゃないと、こういうふうな私も思ひまして、今日においては全部積立方式——ただしその積立方式もやはりそのときどきの国民の経済なりあるいは被保険者の賃金の実態等をにらみ合わせて考へて参りますために、このいわゆる修正積立方式といふ、段階的に平準料率まで引き上げていくという方式をとつておるわけでありま。昭和二十九年にこの厚生年金の全面的改正をいたしました場合に、その修正積立方式をとりまして、それからまあ五年ごとに再計算をして、そして段階的に必要な料率まで引き上げていきなさい、こういうことでもつて今日までやつておる状況でありまして、この点から申しまして、この積立金というもののについて、私も必らずしも将来不安を起させないように、今日から安全確実にそしてできるだけ有利に、こういう運営をはかつていくべきものだと考へておる次第でございします。

○小柳勇君 不安を起させないといふことで、その言葉は保険数理といひますから、保険経済といひますか、これだけ収入はふえるけれども、これから三年先には支出がふえるといふ収入でまかなえないようになるであらうといふような不安があるのか。これだけのものは、積立金がたとえば今三千億あ

るが、そういうものを中心に、それは減らさないように今後バランスをとつていかなければならぬとお考へになるのか、その点はどうでしょうか。

○政府委員(大澤博邦君) 大体数理計算をいたしまして、必要な料率によつて保険料を徴収いたしまして、これを積み立ておく、その額はただいまのところは三千億でございしますが、これは逐年ふえて参ります。そのふえて参りましたものについては、私も必らずしもいたしましては、それを保存しておきまして、それから出ますところの果実と、それから当該年度における保険料と、この両者でもつてその年の給付をまかなうように計算をいたしておるわけでございします。やはり原資が減るといふことは私も必らずしもこれは極力避けなければならぬ、こういうふうな考へておる次第であります。

○小柳勇君 そうしますと、今からこの法律が通つたといひましてこれから三年いたしましてこの収支のバランスです、これが保険料率の今回の改訂によりましてどういふふうな見通しですか。

○政府委員(大澤博邦君) ちょっとこまかい数字で申し上げます。ちょうど、三年とおつしやいましたが、三十八年のあれで申し上げますと、そのときの収入は一千三百三十二億九千三百万円でございます。その内訳をいたしまして、保険料の収入が六百六十億五千五百万円、それから利息の収入が三百三十九億八千八百万円、それから給付をいたしますのに国庫負担がございしますので、国庫負担が三十二億五千万円、合わせまして一千三百三十二億九千三百万円の収入、それからそのときの保険

が、そういうものを中心に、それは減らさないように今後バランスをとつていかなければならぬとお考へになるのか、その点はどうでしょうか。

給付費が二百十億四千万円でございま
す。結局、差し引きいたしまして八百
億足らずのものがやはり積み立てに相
なることになる数理計算でございま
す。

○小柳勇君 三十八年度では八百二十
億の積み立てが出るわけですが、そうい
たしましてなお具体的に、こういう金
を厚生年金的に、社会福祉の方にも厚
生年金的にこの金を使う具体的な案も
ないままに積立金が八百二十億もこれ
から三年するとふえる、こういうよう
なやり方を、私はさっきから、被保険
者の生活よりもむしろ国の保険経済、
そういうものを中心と考えておるの
ではないかとさっきからお尋ねしてお
るわけですが、この八百二十億三年間
とプラスになる。そういうものは次
にはどういうふうな仕組みで使われて
いくのですか。

○政府委員(太宰博邦君) これはただ
いまのところは、先ほど申し上げまし
たように、保険給付費というものがま
だ少のうございます。そこで収入の方
がはるかに多いのでありまして、積み
立てた形になります。保険計算で参
りますと、あと何十年かいたします
と、保険給付というものが非常にふ
えて参ります。そのときにはおそれら
く保険料だけではまかなえなくなる。支
出超過になる。それまでにこの積み立
てをしておきまして、そこから出まし
たところの利息収入、それとその年の
保険料収入、それとも合わせまして、
さらに国庫負担がございしますが、合
わせて、そうしてようやく保険給付
ととんとにする、こういうふうな計
算しておりますのでございします。か
ら、ただいまの段階では、この収入が

超過になっておりますけれども、こ
れは当然の経過でございまして、これ
は私どもとしては、これがそういうふ
うになってしばらく積み立てられると
いうことがやはり必要なことだと思
うわけでありまして、その運用の問題に
つきましてはこれは先ほど申し上げま
したように、できるだけ確実なまた有
利にしなればなりません。しかし、
また同時に、長い間の積み立てでござ
いますから、被保険者のためにも選
元融資ということも必要だと存じま
す。しかし、還元融資もあまり高い利
子を取ったのでは、せっかく被保険者
のためにということには相ならないわ
けでございしますから、これはおのず
から利子は低い利子で貸すということ
になるだろうと思ひます。そうします
と、先ほど申しました極力有利に運用
するということと少し矛盾しております
うなこともございします。その辺
は調整をとって参らねばならぬむずか
しいところだと存するわけでありま
す。そういうような運営の問題につ
きましては、私どももいたしましては、
今日の運用それ自体については必ずし
もこれは最善だとは思われないので、先
ほど大臣からお答え申し上げましたよ
うな線に沿って今後私どもはさらに検
討し、また、これの改善をいたして参
らねばならぬ、かように存じておる次
第であります。

○小柳勇君 改善の、具体的にお聞き
するところ具体的な案もなさそうです。
何年か先の方の計算数字が出ておる
かわかりませんが、国の経済の伸長率や
あるいは各個人々々の生活水準の上昇
などをいろいろ計算して、もちろん計
算してあると思ひますが、今三十八
年度までの見込みを言われましたの
で、もう少しできまして五年先、十
年先くらいのことを参考のためにお教
えいただきたいと思ひます。
その次にそれに関連してもう一問お
伺いたしたいと思ひます。

○政府委員(太宰博邦君) 保険の数理
計算でございします。これは全体の
バランスがとれるときまで計算をして
ございします。実際は今後いろいろな要
素が変化いたしますから、それはな
かなか今日から予測できませんが、今
日の段階をもととして、基礎として数
理計算というものをいたしてございま
す。それを申し上げましたので、三十八
年をたてて申し上げましたので、あと
四十五年を申し上げましたので、収入の
総計が、千六百八十八億一千七百万
でございします。内訳をいたしまして、保
険料収入が、八百二十八億六千万
円、利息の収入が、七百九十九億三千九
百万円、それから国庫負担が、七十億
一千七百万円、合せて、一千六
百八十八億一千七百万円になりました。
支出の方が、四百五十四億五千五
百万円、かように相なります。それか
ら十年先の五十五年で申し上げま
す、収入の合計が、二千三百五十一億
八千万円、その内訳をいたしまして、
保険料の収入が八百四十二億六百万
円、利息の収入が千三百五十六億一
千九百万円、利息の方が保険料よりも多
くなります。国庫負担が百五十三億五
千五百百万円、合せて、二千三百
五十一億八千万円、そのときの保険給
付が九百九十九億一千九百万円、さら
にあと少し飛躍しまして、八十五年の
予想でございしますが、収入の計は、四
千六百五十三億三千百万円、その内訳をいた

しまして、保険料が八百十八億八千万
円、それから利息の収入が二千五百八
十一億六千万円、国庫負担が六百六億
一千三百百万円、合せて、四千六
億五千三百百万円、これに出来ます保険給
付が、三千九百八十五億五千六百万
円、このころになりますと、大体申
上げましたように、保険料それ自体
は、六百六十から八百十八、その額と
しては、さほど大きな開きはありませ
んが、利息の収入は、だんだん積み立
てが多くなつて参りますので、これが
加速度的にふえまして、八十五年で
は、保険料の三倍ぐらゐの二千五百八
十一億と、こういうことになります。

これが積立方式でございします。それ
で、四千億の収入に相なりますが、同
時に、保険給付の方が、そのころにな
りますと、ほとんどフルに給付が出る
ものでございしますから、先ほど申し上
げました三十八年の二百十億ぐらゐの
ときから、それが四百五十四億、ある
いは九百九十九億、さらに八十五年にな
りますと、三千九百八十億と、ほと
んどとんとぐらゐまで支出が参つて
おります。そういうふうなことをいたし
まして、あと省略いたしますが、大体数理
計算でございしますから、多少夢物語
みたいな先になりますから、八十五年ご
ろになりますと、大体両者が一致する
ようになりますが、保険料は大体ふえ
ません。もっぱら積立金の利息という
ものが非常に多くなる。それと、その
年の保険料というもので、多
く、多くなりまして給付をまかなう、
こういう式でございします。

○小柳勇君 四十五年、五十五年、八
十五年の、そのときの積立金の概略を
教えて下さい。

○政府委員(太宰博邦君) 三十八年か
ら申しますと、積立金の累計でござい
ますが、六千七百六十億九千二百万
円、それが四十五年になりますと一兆
四千二百一十一億三千二百万円、それ
から五十五年になりますと二兆六千八百
九億一千九百万円、八十五年のころに
なると四兆八千二百三十八億二千三百
万円で相なるかと思ひます。

○小柳勇君 そうしますと、非常に不
安のような口であります。保険数理
としては、ここ二十年ぐらゐは、そう
不安は全然考えないで、厚生年金的
な病院とその他、そういうような方向
の経営はできるのではありませんか。

○政府委員(太宰博邦君) 私どもは、
この厚生年金の収支に不安というやう
なもの、実は考えておらないわけ
であります。先ほど申し上げましたやう
に、ただいまのところでは収入の方が
非常に多いのであります。この積
立収入増に伴いますところの積立金
というものを、これを大事に、それか
ら極力有利に運用して参るといふこと
によって、将来給付が本格的にいたし
ます場合の遺憾なきを期して参るとい
う建前で、数理計算をいたして、保険料
率もきめておる次第でございまして、
まあ、不安といふものは私どもは抱
えておりません。また、そういうもので
あっては相ならぬと、かように考
えている次第であります。

○小柳勇君 そういたしますと、そう
いうような事業の問題については、い
ろいろ検討しておられるようですけれ
ども、具体的焦眉の問題として、年金
の率の引き上げとか、あるいは保険料
掛金の減少とか——掛金の減少よりは

むしろ年金の増額なんです、そういうものについても、もつと根本的に検討し直す、それから被扶養者に対する適用の範囲その他についても、もつと国民生活を中心に検討し直すという大きな柱が打ち立てられるべきではないでしょうか、その点いかがでしょう。

○政府委員(太宰博邦君) まあ、私も同じくしましては、先ほどお答えいたしましたように、今日積立方式をとっております。そうして保険でございまして、平素からそれぞれの賃金に合ったところの保険料というものを納めてもらって、それを運用いたしまして、それによる果実と、それからそのときの保険料でもって、将来の増大した給付をまかなっていく、こういう次第でございまして。これは現在の給付の程度というものを頭に置いての数理計算でございまして、これも長い将来には、内容もさらによくしていくという事は、私は当然起ると思っております。しかし、その場合の数理計算というのは、またあらためてせにやらぬわけでありまして、現在程度の給付を将来確保するために、先ほど申し上げたような数理計算をいたしておるわけでございます。従いまして、私も同じくいたしましては、今日の段階においても、保険料率の引き上げということとは、本来あるべき料率まで、実はまだ引き上げておらないのでございまして、いわゆる二十九年度の改正の際に、修正積立方式といひましても、まだ実際より低い段階に一応きめて、そうして急激な変化、影響というものを避けまして、それを五年目ごとの再計算によつて、逐次本来あるべき料率まで引き上げていく、そういうふうにして参

る方針を立ててございしますので、今回の料率の引き上げということは、やはり私もとしては忠実にこれをやつて参りませんと、将来の給付にまた非常な悪影響を及ぼす、給付ができないようになるおそれもあるかと思ひます。

それから給付内容の改善でございしますが、これも今日の厚生年金保険にはどうも魅力が薄いと、何とかしてもう少し内容をよくしなければいかぬじゃないかという御意見は方々から承つておるのでございしますが、やはりその給付の内容改善ということにつきましては、保険料との見合いにおいて考へて参らねばなりません。それで先ほど申しました保険料率の引き上げというものは、今回のものは本来あるべき料率まで引き上げていないものを段階的に引き上げるのでございしますので、この金をもつて直ちに給付内容の改善に振り向けるということとは私どももいかにあつたかという事で、厚生年金保険の給付内容の改善は、この等級の区分の改訂をやる、現在賃金の実態に合わせて標準報酬等級をきめてございします。それが一万八千円で頭打ちになります。実際賃金は二万円、三万円を取つておる人がおる。たくさんおるのでございしますが、その人たちに對しては一万八千円という賃金を擬制いたしまして、それでもってやつていく、これは御本人のためにも、将来老後になつて年金の給付をもらう場合にも、今の等級が基礎になつて年金額が計算されますから、御本人のためにもそれは不利であります。従いまして、それができるだけ賃金の実態に合わせるといふ意味において、今回三万六千円ま

でそれを引き上げることにいたしました。その一万八千円から三万六千円まで引き上げることによりまして、出ましたところの額をもつて給付内容の改善に充てた、こういうことであります。給付内容の改善は、実際はできるだけしたいという事はやまやまございするけれども、これもやはり無条件にそういうことばかり考へてやりますと、結局最後の収支の違ひというものが出来参りまして、これを将来の後代の国民に負わせなければならぬ、こういうことに相なるわけでありまして。これは積立方式の趣旨とも違つておりますので、私も同じくいたしましては、今回の給付内容の改善は、大体厚生年金につきましては等級の改訂というものでございまして、そのもつて給付改善をはかる、こういうふうなことに次第でございします。

○小柳勇君 五十八年度末の一件当たりの平均年金額が四万一千二百六十六円という統計が出ておりますが、今回これが上がりましてどのくらいの見当でございしますか。五十八年度末というのはい九五八年度末のことです。去年のものとです。昭和三十四年の話です。だからこれが、この法律が通つたといひまして、平均する統計は出ないでしょうが、一九五八年の末に比べて、一九五八年の末を大体、四万一千二百六十六円という統計が出ておりますが、年金が幾らくらいになりましようかという質問です。

○政府委員(太宰博邦君) 法律改正によりますると四万二千四百八十七円、増額分が一千五百七十七円、こういうことでございします。

○小柳勇君 そういふことで、まだこれは年間四万二千四百八十七円です。月に平均いたしますと、三千八百円か三千九百円になります。一般の普通の公務員などの年金に比べても少ないし、国民年金よりも若干いいようでありまして、そういうことで莫大に積立金を持つておる厚生年金の給付としては、もう少し前進する余地がある、私もそれはそう考へるわけです。で、そのことを言つても今ここで法律は改正されようといひたしておられますが、全般に見まして国民生活というものをもう少し具体的に、数字の上から見ると、年金なり保険を全般的に国民生活中心主義に切りかえていくことが法改正では中心ではないかと思ひますが、最後に国民年金法が実施されて、掛金の通算について将来どのように調整していく考へであるかお尋ねいたします。

通算調整というものについて、一つの結論を得たいというので、ただいま内閣の審議室を中心といたしまして、関係の省が集まつて、事務的にそれぞれ検討もいたし、また、国民年金審議会等を中心といたしまして、それぞれ学識経験者の方々の御意見を拜聴しながらたゞいま検討している段階でございします。

○藤田藤太郎君 私も厚生年金の問題について二、三質問をいたしたいと思ひます。今小柳委員の質問いたしました将来の展望の問題が話されましたが、今御承知の通り、共済年金、厚生年金、それから今度の国民年金というのがございまして。大筋でございます。かいはたくさんある。問題はその年金の将来をどう考へているか、ただ、現状のままの数理計算で八十五年までえらい詳しい数字をお聞きしたんでございしますけれども、何と云つても社会保障の――所得保障、富の再配分、社会保障の原則である……。日本の経済が發展していく中で、今のような厚生年金でよいという事は、あなたも考へておられないかと思ふ。だから内容の改善向上というものの、たとえば本来言へば全体の国民に對する所得保障、生活ができるという年金制度をこしらへるべきだ。それにいくまでの段階においても、一般年金と被用者年金という統合の問題がまず出てくるかと私は思ふ。今から考へておかなければこの問題は解決しないと私は思ふ。たとえば今の公共企業体の共済年金は、平均十七万円というところがある。これは四万円だ。こういうことにおいては私は進歩がないかと思ふのです。問題は老後の生活をどう見るかということが根

本の問題なんですから、一般年金とこの三つの関連、将来の展望について局長と大臣から御意見聞かしてほしい。

○政府委員(太宰博邦君) 先に私の方から。

御指摘のように、今日わが国のこの所得保障の分野は大きく分けて、被用者に関する年金制度、それから一般国民に対する年金制度というふうに、大別して申し上げることができると思います。それで被用者の方は、いろいろ厚生年金のほかに各種の共済組合等がございます。あるいは船員保険もございまして、そのそれぞれの内容は、沿革的な事由にもよりまして、確かに御指摘のように、給付内容が異なっております。しかし、同時にまた、掛金も非常に異なっております。

今日の厚生年金は共済組合の給付に比較いたしまして、必ずしもいいとはいえないと思っております。しかし、同時に、掛金の方を見ますと、相当高い保険料を共済組合の方では払っております。そういう点もございまして、どの程度の掛金をするかというこの見合いで、給付もある程度きまってくるというふうなこともございまして、これはこれとして、だんだん調整をはかって参らなければならぬだろうと存じます。しかし、将来の問題として、私どももいたしましては遠い将来はいざ知らず、まあ私どもの考えられる程度のところにおいては、一般国民に対する国民年金制度と、それから被用者階層に對する被用者年金というものを、一本にしてがらににしてしまおうというところは、少しいろいろな点からしてまだ無理がある、一般国民の年金の方については、今日の国民年金制度

をそれぞれ充実して参るということでは、それぞれ参るというところで、一つずつ進めて参る、それから被用者に関する方面につきましては、これはできるだけ整備統合して、相なるべくは一つのものにもっていく努力をすべきではないかと、私どもはかように存じております。ただし、それも先ほど申し上げましたようなそれぞれ沿革的な事由があつて、今日まで発達して参った各制度でございまして、今直ちにそれを一本にするということでは、言うべくして行たわれないことであらうと存じます。方向といたしましては、そういう方向に進んで参るものでなからうかと私どもは存じておる次第でございまして。

○国務大臣(渡邊良夫君) 各種年金制度の通算を含めまして、相互調整の問題は、段階的にこれは考えていきたい、かように思っております。

なお、厚生年金の給付内容は、将来の経済の発展等ともならみ合わせまして、順次これを引き上げていきたい、かように考えております。

○藤田藤太郎君 年金制度というのは本来老後の五十五歳、六十歳からの生活をどう守っていくかという、やはりそういうところに問題点があるのであるから、今掛金が違ふから云々というようなことでなしに、能力のあるときには場合によつては掛金を引き上げることもあるでしょうけれども、根本はやはり外国がやつていっているように、国がそのおのれなめんどろを見るということ、老後の生活ができるようにしていくという配慮がなければ、私はこの問題は進歩した形で解決する問題でない、私はそう思う。そこでこれに関連して五人未満の事業所には適用されてい

ないんですね。失業保険の問題にもこれがあつたわけだけれども、五人未満で働いておらうと労働者なんだから、これはやはり五人未満の労働者に対して、これを解決するという心がまえがなくてはいいけないんじゃないか、私はそう思う、この点についてはどうですか。

○政府委員(太宰博邦君) 五人未満の事業所に働いておる人たちに参りまして、厚生年金保険は適用して参るといふことは、私も同じ被用者でございまして、そういう方向に進めるべきだとは存じます。ただ、今日の段階におきましては、これらのいわば零細事業所というその事業所におきまして雇用の形態とか、あるいは賃金の支払いの形態というふうなものは、まだ必ずしも明瞭でございせん。これを被用者保険の系列において適用して参ります以外には、技術的にも事務的にも非常にまだ困難があるわけでございます。こういうふうな点につきましては、まあ逐次検討いたしまして、できるだけそういう人たちが、将来は被用者保険の系列において吸収して参るにいたすべきだと存するわけであります。これはなお今後の検討によりましては、いづゆる任意加入制度を活用いたしまして、逐次範囲を広げていくようにいたしたい、かように存じている次第でございまして。

○藤田藤太郎君 次の問題は積立金の運用の問題です。これは小柳委員からも質疑があつたから、私は深く触れませんが、今までも、今までもお話をしているように、積立金の運用が今の現状のままでも四兆、八十五年にな

る。近い将来でも、三十八年には六千七百六十億になるという膨大なものが、今の資金運用部資金で、そのまま直接回つていく。労働者が半分出して、これは当然この保険経済、厚生行政の自主管理によつて、福祉事業、労働者に還元ということが行なわれなければならない、私はそう思うので、だからこの点が一つ。

それから次の点は、厚生年金の支給の処置です。この支給の処理をせむ大臣に承つておきたいので、けれども、二月、五月、八月、十一月で、そういう工合になつていふと思う。三月つあつた月に上げる。だから死亡したときに消滅するといふことは、これはどの問題でも年金制度はそうでしょうけれども、たとえば共済年金その他には遺族が半額を支給されるという建前もございまして、それからまた、この制度と、最近行なわれている福祉年金の問題について、一つの端的な例を言つと、十一月から予算がとられて、二月まで四月を三月に払う。この厚生年金も同じです。払う。三月一日に生存していなければこの四月分は払わぬ、死亡したとき消滅するといふけれども、これは私はそれはそういう性格のものだと思います。この福祉年金なんかにについては、だけれども、生存していたときの年金まで払わぬといふようなことが、どの法律によつて、根拠によつてやられたのか知らぬけれども、これと関連して、まず福祉年金の方から承り、厚生年金の支給の仕方についても承りたい。この二点です。

○国務大臣(渡邊良夫君) この死亡したときに支払つたらどうかという、これは保険制度の建前からいろいろと現

在問題になつておりますので、しかし、われわれも特にこの零細な人々のことを考えまして、目下検討中でございます。

○藤田藤太郎君 私は先のお答えがないので、けれども、今の答弁に関連して申し上げたい。検討するという問題じゃない。法律は十一月から施行する福祉年金の面からだけ見ると、十一月から支給する、死亡したら消滅するといふ書いてある。それ以外何もなし。二月まで生存して、二月の月末に死亡したときに死亡しているから、四月分は払わぬ。これはいいが、私は本来の年金の精神を逸脱していると思う。それを検討しますといふのは、それはいい検討してもらへるのか。これはそれはきり支給しなければ法の目的は達せられないと思う。厚生年金の問題については検討中という言葉はあることでは、けれども、福祉年金の問題については、そういう答えでは私は承服できない。

○国務大臣(渡邊良夫君) これは、請求権に基づきまして支給できるように今検討しております、こういうわけでございまして。

○政府委員(太宰博邦君) 補足して申し上げます。今の未支給年金の問題でございまして、厚生年金におきましても、国民年金におきましても、まあ支給期が三回とか四回ということがございまして、その支給期の前になくなられた場合には、その請求権を失う。ただし、そこにたとえば小さい子供を持った寡婦がいるとか、そういう場合は、これは従来加給年金の対象になつておつたということ

ん。たとえば先ほど、これも質疑応答の中に出ておるはずでございますが、昭和三十三年度の還元融資が七十五

百五億、ところが本年の一月末でござい

ますか、すでに三十五年の二月末三千三百億に積立金は到達しておる。この一年間の平均残高が何ぼに上るか、お

そらく運用利率を年六分といひしとしても、二百億をこえる額に上ると思うのです。もし七分にこれを運用すれば、年間の利息だけでも三十億から四十億の増額が出てくるわけで、そうしますと、わずか半額の還元融資で、一

体厚生省としては満足しておられるのか。岸総理大臣の答弁は、突き詰めて言くと、この還元融資等でまかなって

いきたいという思想でございませう。厚生省は岸総理のあの答弁で満足しておられるのか、大蔵省に対して自主運営を言われるからには、計数のこまかな、しかも計画的な仕事を万端進めて

おられる大蔵省に厚生省が主張されて、これを取り戻すためにはもっと私は具体的な積極的な勤労者のためにこ

ういうような合理的なことをやっていきたいんだと、これがなければ主張はとうてい達成できないと思うのです。ただそれだけなんです。

○国務大臣(渡邊良夫君) 自主運用の内容につきましては、目下具体的に私どもの方で準備を進めております。

○田畑金光君 局長、答弁して下さい。

○政府委員(太宰博邦君) まだ大蔵省の方について私どもの方から要求を持ち出しておるといふ段階ではございませ

せん。私の方なりあるいは国民年金審議会などにおいて、いろいろ学識経験者の御意見を承りつつ今検討しておる

段階でございまして、その中身はまだ固まっております。大臣お答え申しましたように、申し上げるまでに至り

ません。○田畑金光君 そういうことだからい

つまでたつても皆さんの方の声というものは、達成し、実現できないのです。今日のこの段階において、私は後

ほどお尋ねしたいと思うのですが、たびたびの国会において、これは関係委員会において付帯決議をつけて政府に

要求し、要望をしておるわけですか。それが今日承りますと、なお何らの具体

化も見えない、まことに遺憾でござい

まして、これは厚生省厚生年金保険課からいただきました資料を見まして

も、厚生年金保険積立金の概要報告書

第一ページを見れば、大蔵省側は積立金の臨時下における国家資金としての

重要性を主張し、他の一般財政資金とともに一元的に管理を要すべきである

との立場からこれに反対した。と、沿革的な歴史から述べられて、実に勇ま

しいことを書いておられるのです。勇ましいことを書いておられるから、ど

れだけ具体的なことを考えておるかとおとを讀んでみると、何もない。こう

いうようなことだから、あなたの方の言うことは、答弁をうまうやればそれで

万事終われり、こういう態度だからだめなんです。厚生省としてはもっと

具体的にすみやかなる機会に、最近の機会に、今度はこの法律が通ったか

ら、もうしばらくはお預けたという態度じゃなくて、この委員会に一つ方針

を示していただきたいと思ひます。それから関連して私労働大臣にお尋

ねいたしますが、厚生年金積立金のよ

うなこういう特別会計の原資というものがやはり私は労働金庫等を通じて、

労働者のたとえば住宅建設あるいは託児所の建設あるいは病院、診療所の建

設、こういうような面にもっとこれは利用されて、初めて私は還元融資の精

神にあるいはこの厚生年金積立金の建前に即するものであると考えます

が、労働大臣の今後の方針はどうでございませうか。

○国務大臣(松野頼三君) 厚生年金の積立金は、隣の厚生大臣にお伺いいた

しますが、私も基本的にはそうあるべきだと存じます。ただ、失業保険の方

を考へますと、失業保険は相当経済変動が多いものでありますから、厚生年

金はやはり一つの年次、年令によって左右される。まあ失業保険の方は経済

変動が多くて、昨年は平均三十五、六万円という月もございまして。しか

し、大体五十万人ぐらゐの失業者に対する手当が毎月行っております。一千

万人の加入がございまして、約五〇、これがかりに一割変動いたしますと、

金額におきまして三百四、五十億の変動があるわけでありまして。七百億とい

うのは非常に膨大なようでもあります

が、逆に経済の不況のときには赤字を出した年もございまして。従つて、厚生

年金はこれは厚生省の、厚生大臣の御

意見であります。失業保険を直ちに労働金庫に出すということは、私は非

常にまだそんな安定した保険財政では

これはない、こういうふうには、多少厚生年金と失業保険は違つて存じます。

厚生年金が非常に安定ならば、私は御趣旨のようなことは当然だと考へま

す。ただ労働金庫は、金庫法そのものを改正いたしませんと、ただ金があつ

たら労働金庫に出せるかというのと、今の労働金庫法では出せません。従つ

て、これは労働金庫法そのものを改正いたしませんと、資金運用部資金が

りによりまして、今の労働金庫法では出せない、従つて労働金庫法そのもの

を改正いたしませんと、この問題はまた別な意味がありはせぬかと、こう考へております。

○田畑金光君 今のお答えですが、労働金庫法の改正は、資金運

用部資金法の内容の改正がなければこ

れはできないと思ひます。資金運用部

資金法が、そのような、労働金庫やそ

の他これに類する方面にも融資ができ

ると、こういうことになれば、これは

私はできると思ひます。肝心の資金運用部

資金法を動かさないで、この資金運用部

資金の原資を動かすということは、こ

れはできないことで、むしろ私は逆だと、こう思ひますが、どうでしょう

か。

○国務大臣(松野頼三君) 法律的には

田畑委員の御趣旨の通りとところが一

番問題です。ただ私の申しますことは、今日の労働金庫法の管理監督権と

いうのは一般銀行とほとんど同じであります。今日、やはり政府資金を流し

ますときには、管理監督権の問題で、労働金庫法の改正をしなければなら

ない、もう一つは、出す方は資金運用部

資金法の改正であります。これは二つの面が私はあるという意味で、さしあ

たり、御指摘の通り、基本的に、出す方は資金運用部資金法の法律、受ける

方は労働金庫法の法律、この二つがやはりマッチいたしませんと、今日、政府資金を出します政府機関の金融機関は、管理監督というものが非常に厳重

になつております。従つて一般銀行には出さない。これは両面が私はあるこ

とと思ひます。

○田畑金光君 今、労働金庫の監督上の問題が法的に不備のようなお話でござ

います。御存じのように、大蔵大臣と労働大臣の共管で、労働金庫

は、毎年大蔵大臣並びに労働大臣の検査を受けておるわけで、その面

においては、他の金融機関と何ら変わり

はない、むしろ労働金庫の場合は、最近労働省の所管であるがゆゑにこ

そ、より一そう厳重な検査にあつてお

るわけで、金融の面からいつても、給与の面からいつても、貸し出しの面

からいまして、でありますから、問題は、資金運用部資金法の立て方

を、たとえば厚生年金の積立金は、厚生省のお考えのように、もっと積み立てて

零細な勤労者の福祉に還元しようというならば、法の建前そのものにさ

かのほらなければこれはできないと思

うのです。私は、この法律、資金運用部資金法の改正の問題は、これは単に

厚生省の問題とか労働省の問題じゃないとして、もっとこれは政府全体の問題

として、共通の課題として取り組まなければ、幾ら、先ほどのようなふまじ

びにやりますやりますというのを聞いても、これは一歩も前進しません。

でありますから、労働大臣としては、労働金庫法がどうのこうのというよ

うな答弁をなさつておるようでござ

います。これはまた、資金運用部資金法そのものを立て直さなければこ

れはできないのです。だからまた、この厚生年金積立金は、これは厚生大臣

の所管だからということじゃなくして、これは最も労働大臣の所管される労働行政とらばらの関係がある仕事

それから、同じく労働大臣にお尋ね

又、及、等二つ、て協義をす、

○國務大臣（松野頼三君）この事業団

[illegible]

託を私にして参りたい、こう考えてお

○田舎の生活

働省の關係部局の統計の中にはつきり

100

○國務大臣(松野頼三君) 御承知のよ

月二十三日、二十七日、三十一日、三月五日、三月九日、三月十三日、三月十七日、三月二十一日、三月二十五日、三月二十九日、四月二日、四月六日、四月十日、四月十四日、四月十八日、四月二十二日、四月二十六日、四月三十日、五月四日、五月八日、五月十二日、五月十六日、五月二十日、五月二十四日、五月二十八日、六月一日、六月五日、六月九日、六月十三日、六月十七日、六月二十一日、六月二十五日、六月二十九日、七月三日、七月七日、七月十一日、七月十五日、七月十九日、七月二十三日、七月二十七日、七月三十一日、八月四日、八月八日、八月十二日、八月十六日、八月二十日、八月二十四日、八月二十八日、八月三十一日、九月四日、九月八日、九月十二日、九月十六日、九月二十日、九月二十四日、九月二十八日、九月三十一日、十月四日、十月八日、十月十二日、十月十六日、十月二十日、十月二十四日、十月二十八日、十月三十一日、十一月四日、十一月八日、十一月十二日、十一月十六日、十一月二十日、十一月二十四日、十一月二十八日、十一月三十一日、十二月四日、十二月八日、十二月十二日、十二月十六日、十二月二十日、十二月二十四日、十二月二十八日、十二月三十一日。

ら、私の方は何らこれを色目で見たわ

1000

働金庫を色目で見たわけじゃございま

不_レ和_レ風_ノ本_ノ性_ノを_レ盡_スす_レて

○國務大臣（廣田良夫君）十分之付替

100

額の最高は従来の三万六千円に据え置

委員會「附帶」活動之一

は善処を約束しておるのです。ちよう

100

省としては、船員保険の問題についてこのような矛盾を残しておきながら、どうしようというお考えなんでしょうか。附帯決議までやっていて、何にもあな方は手をつけていないじゃないですか。そうして善処をするなどごまかすことばかり考えて……、もっと誠意のある具体的な施策を、今後どうするかということをはっきりここで述べて下さい。

○政府委員(太宰博邦君) 御指摘のよう、三十二年の改正に際しまして附帯決議がついてございます。私も今回の改正におきまして健康保険法の標準報酬等級は一万八千円から三万六千円に引き上げたのでございますが、船員保険法の分については、今回その改正を一応見合せていると申します。低いのところは頭打ちをいたしまして結果ですね、この一般男子においては四四〇〇の人がですね、その頭打ちにひっかかっている。つまり一万八千円以上の賃金を取っておるのだけれども、法律がそうなっているために四四〇〇の人が一万八千円というところに、低いところにはまあ等級をきめられておると、それがその人の将来の年金給付をいたします場合の算定の基礎になるわけでございますから、はなはだその賃金の実態に合わないと同時にまたその人にとっても非常な不利である。かようなことから今回それを三万六千円まで一応引き上げた次第でございますが、船員保険の被保険者につきましては、現在頭打ちになっておりますのが六〇〇〇くらいでございますので、今回は一応六〇〇〇の程度でございますので見送ったわけでございます。それ

じゃ何もできないかということにお考えになるかもしれませんが、実は船員保険制度につきましては、これを全面的に一つ検討しなければならぬいろいろな問題がございます。そこで昨年来この問題につきまして厚生大臣の諮問機関でございますところの社会保険審議会、その中に特別の船員保険関係の部会を設けてまして、そこで関係者の方々、あるいは学識経験者の方々と御意見を述べ合うように、ただいまその研究的な検討をやっております最中でございます。今回の改正までにそれが間に合いませんでしたものですから一応見送った次第であります。これを目下引き続き関係の船主あるいは船員の代表者あるいは学識経験者という方々において、今日熱心に検討を続けている段階でございます。これが結論を得られましてならば、私もそれは十分に参考をいたしましてこの船員保険法の改正をいたしたい、さように考えておる次第でございます。

なお、ちょっと、私の、健康保険の等級が一万八千円と申しましたのは、厚生年金の間違ひでございます。

○田畑金光君 局長の資料はあるいは政府の資料ということでございます。うが、頭打ち六〇〇〇にとどまっておりますので、今の時期においては手をつけるに及ばないという考え方に立った、私のいたしておる、私が関係団体等からもらっておる資料と比べますと相当の開きがあるわけなんです。相当資料の開きがあるわけなんです。あなたのようないないわけでございます。そうしますと、今特別の機関を設けて検討しておる、こういうお話ですが、この結論は

いつごろ出る見通しであるのか、その結論が出た場合には、政府としてはすみやかなる機会に法改正をやるという御意思はあるのかどうか、この辺をはっきりこの際御説明を願っておきたいと思ひます。

○政府委員(太宰博邦君) 昨年来社会保険審議会の船員保険部会にお願いいたしまして、検討をやつていただいております。これがまあいつごろ結論が出るかということにつきましては、船員保険の全般について相当問題点がございまして、まあこれはある場合によつては全面的改正にでもあるいはなるうかというふうな筋合いのものでございまして、まあこれはなかなか期間もあるいはかかる、しかし私どももいたしましては、極力早く、私も協力し、また資料も出したりたいとしてその審議を促進したいと存じております。で、それが出ましたならば、その趣旨に基づきまして、私もまたいたしましては早速に法案改正のうなものであると手をつけて参りたう、これははっきりと申し上げることができると思ひます。

○田畑金光君 厚生大臣は善処すると約束されましたので、今の保険局長の答弁の趣旨に基づいて、文字通り答申が出てきたならばすみやかなる機会に、次期国会等に法案の提案ができるように御努力をお願いしたいと思います。もう一つもそのころはやめておられるかもしませんが、(笑) そのときは一つ明確に申し懸きをされて、答弁にいいかげんなごまかしのないようをお願いしておきます。御趣旨を尊

重しておきます。

○田畑金光君 ついでに、さらに私は労働大臣に附帯決議の問題でお尋ねいたしますが、先ほど労働大臣は、特に日雇労働失業保険の問題等については善処されるということでございまして、この点は細安定局長からも同様な趣旨がございましたので、すみやかなる機会に善処されるように要望いたしておきます。同時に、その前に附帯決議を見ますと、失業保険は被保険者が失業した場合、その生活の安定をはかることを目的とするものであること及び最近における賃金の実情にかんがみ、政府は一般失業保険の低額保険給付等々について善処することを附帯決議は要望しておるわけですから、でありますから、ことにこの委員会では議論をされて明らかにされましたように、失業保険の積立金はすでに三十四年末は七百億をこえと、こういうわけで、これに對しまして、いろいろ失業保険特別会計は経済の変動が激しいから油断にならない、こういうお話でございますが、その御議論も一理があると思ひます。しかし、政府の長期経済計画は何年かの間に所得倍増をするというお話です。所得倍増をしようというお話です。年率五ないし六、あるいはそれ以上の経済成長率を予定されておるわけですから、あるいは平均七・二〇等とも言っておりますが、いずれにいたしましても、所得倍増というのを皆さんは天下に公約をされておるわけですから、当然その裏づけとして雇用政策を考へておられましようし、雇用の増強ということも考へておられましようし、そうなるわけで、あなたの方の天下に対する公約から見ま

すならば、雇用情勢というものがあるんだん安定されていくものと私たちは判断するのです。そうなるわけならば、失業保険の保険財政というものは、これを維持し、むしろ高めていくものと私たちは見ておるわけで、そういう観点から見ますならば、今日七百億をこえるであろう失業保険特別会計というものは、ふえこそすれあなたの御心配のようなことはないと思ひます。そういうような見通しの上に立つならば、低額所得者の保険給付の引き上げ、あるいは保険期間の延長、ことに私たちが切に望むことは、零細規模、零細経営の中における任意加入、これを労働者の強制加入の制度として確立されることは、最も私は大事な今後の労働行政の重点でなければならぬ、こう考へておるわけですから、この点について、松野労働大臣は、どのような今後に對処する方針をお持ちであるか、明らかにしていただきたいと思います。

○国務大臣(松野頼三君) 御趣旨のよう、私は失業保険は長期に見れば改善されると思ひます。ただ失業保険の中に、御指摘のように入五入未済とか、あるいは農漁村の未加入の労働者というものが、まだこの失業保険の対象になっておらない層が相当の数がございます。そういう改善を私ははかっていくべきであるというのが今日の急務であらうと思ひます。同時に、この安定したときには、もちろん内容の改善も私ははかり得ると存じております。従つて、長期的に見れば失業保険の財政は私は健全だと信じております。ただ時間的には、ある年には、急激に出る場合には、こういう事情がございましてという話を申し上げただけで

あつて、これは失業保険の特殊性に私は応ずる、長期に見れば私は失業保険はますます健全に、長期的になると信じております。しかし、今の、千人の雇用者がいかに健全であつても、必ずしも全労働者が幸福だとは言えませんが、従つて五人未満とか、あるいは農漁村の未加入の労働者というものの改善を加へるべきものが当面の急務である。その上に立つて、将来ともに、失業保険は社会保障制度審議会の関係もございまして、根本的な改善はその機会に私はやりたいというのが、今日ただいま考へておりますのは、その点であります。

なお、一般失業保険の付帯決議の低額保険給付はこれは行政措置でできるということとございまして、労働省は誠意をもつて行ないたい、一番目の失業保険金額につきましては、二番目の日雇いのこの問題は法律施行でございまして、あわせて検討して改正を加へて参りたい、こういうふうな、二つの意味でこの問題は誠意をもつて私は努力したいと存じております。

○高野一夫 委員長、速記をとめて下さい。

○委員長(加藤武徳君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(加藤武徳君) 速記を起し。

○藤田藤太郎君 労働大臣が見えませんでしたから……私は労働大臣に質問をしたい。

第一点は、保険経済の面から見てこのような改正というものが必要なかどうか、本来の失業保障というものは、私は、今は日本の失業保障の問題

は、社会保障的な要素が少なく、相互扶助的な保険制度の中に多く突っ込んでおります。ところが、その突っ込んである保険経済の面を見ると、この前の質疑で、この三月現在で七百六十億の黒字が出、来年度、三十五年度は百二十億の黒字が見通しされるというような状態なんでありまして、今ちょうど大臣の答弁を聞いておりますと、五人未満の労働者や農漁村の労働者の失業保障の対策を立てるのが急務である、こういう御答弁がありました。急務であるというなら、なぜこのような改正案をお出しになったか。たとえば保険料の面から見ると、被保険者は料率が下がることはいいのでございまして、しかしその労働者がござつて、われわれの料率を下げたわれわれの負担が少々軽くなるより、今失業されていの方々をどうして救済するか、これがまず第一なんだ、こういう格好で参ります。第一の内容の改善や、五人未満の労働者の加入の問題、こういうところに焦点が置かれて陳情や要請が労働大臣にされていくことは私は労働大臣もよく御承知の通りだと思つております。そういうのにもかわらず、このような改正案で、大蔵省の金繰りの面から国庫の負担を減らし、そして申しわけの経済の面からは保険料を減らすというのには根本的に間違つてはせぬかという私は感じを持っています。ちやうど三年前でございしましたけれども、非常にたくさん日本の失業者が出た。保険経済を見ると五百億近くの黒字がある。だから、この黒字によつて失業者が今日の状態で九カ月のうちに五〇％も再就職されてない。二年、三

年前のあの失業の多いときにはほとんどの人が再就職の機会がなかった。だから何とかこの失業されている方々を救済する措置を保険法を改正してやるべきじゃないか、私はそういう議論をこころでいたしました。ところが、そういうものには目も触れずに強引に、この法には触れずに今日まで来られた。そして結果がどういふことになったのか。少なくて他の社会保障の調整というところで、金繰りの面からこういう処置がとられると、私は非常に残念でしようがないのです。たとえば今日の欧州の状態を見ますと、工業国の状態を見てみますと、完全雇用の施策がとられていて、これが第一でございまして、だから、失業の状態もほんに職場交換という摩擦失業の状態——日本はそうじゃないのです。潜在失業者、一時間以上働いたら失業者でないという概念の中に多くの低所得者や失業者を追い込んでいます。そして長期に失業した人が救済の場のないところに追い込まれていくというのが私は現状じゃないかと思うのです。それになぜこの法律を出されたか。あの当時でも、アメリカの命令で二十六州を三十九州にふやせというのを大統領が命令して失業がふえてきたときにそういう処置をとつていふ。アメリカですら……それに日本はそのときには知らぬ顔をして、そして今日こういう改正をする。まず第一にやらなければならぬことは、大臣が今その口から言われた中小企業、要するに五人未満の労働者や農漁村の者の失業の問題を早く処置しなければならぬのが急務

である、こういう工合に言われておる。それにもかかわらず、こういう法案を出してこられたというこの考え方を私は大臣から承りたい。

○国務大臣(松野頼三君) 私は今でも零細事業者及び今日の失業保険の対象にならない方を何とかこの対象にしたいという熱意に現実にございまして、この法律は、御承知のごとく三十三年に任意加入制度という制度が法律に改正されまして、その後いまだ日浅くであります。従つて、これは行政面における努力もまだ足らなかつたであらうし、事業主そのものの研究も足らなかつたかと存じておりますので、今後はこの趣旨をなるべく一つの企画のなかに入れて、そしてより以上入りやすいような方向に私は前進したいという意味で、今回申し上げておるのであります。従つて法律はまだ三十三年でございまして、一年半ぐらいしかたつておりません。しかし、行政的にまだ足りないことはおきておる。ところもございまして、一つは、一つの企画をきめて、より以上入りやすいという私の失業保険に対する方向でございまして、なお、失業保険の三分の一を四分の一にすることによっていろいろの問題がございまして、今日三分の一を四分の一に減らしたからといって、保険財政に不安はない。また不安があるときには政府は三分の一までの負担をするという法律案になっておることと、なお、今後の雇用問題として与党修正によりまして、失業多発地帯に対する藤田委員の御趣旨が今回のこの中に入つております。失業多発地帯に対しては保険給付期間の延

長ということが今回出ております。なお、雇用促進のために早期に就職された方には支度金として残余の支度金として残余の保険金を差し上げるといふ雇用促進の方向がこの中にとられておる。この二つはおそらく満足とはおっしゃいませんけれども、藤田委員の御趣旨は、そうした方向は改正案の中には私は含まれた、これは確かに改善であります。労働省としては全般的に見ておりますけれども、全般的にはやはり社会保障制度審議会とか総合的な機関に諮らなければ、事非常に保険経理に關することとございまして、さしたつて今回の場合は、できるだけ最大の改正をもつて期間の延長というものも多発地帯に今回は特に入れている次第であります。

○藤田藤太郎君 今、大臣の答弁にありました五人未満の労働者の統計で二百四十万人今日まで努力されたと言われて、十四万六千人そこで加入されておる。そうすると二百三十万人近くの人々がまだ残つておる。そこへ農漁村の労働者という問題が出てくるわけでございます。だから私は簡単にないのです。それから長期の失業者の保護をどうしていくのか。これは何と云つて自分の労働を通じて社会に貢献する、勤労の中で生存を、一生を終わるといふのが人間の大体の私はこれはもう道だと思つて。だから、一つは雇用政策であります。これを論議すると長くなりまして、これを論議すると、雇用政策であります。一つはやはり失業した人をどうこの保険で救済するか。根本の問題は雇用政策になると私は思うのです。だからその面が、雇用政策の面が不満足でありますから、長期の

考え方、失業保障の問題を考えても、いろいろ言いたいが、私はいま、いろいろ言いたいが、きょうは大に基本的な問題だけを伺っているわけだ。だから労働行政一般についても、労働省は労働者の保護、サービスをする機関なんですね。だからそういう意味からいって、大蔵省の金繰りがどうこうというように、こういう措置を講じて、本来の失業保障という問題がそれ、というように格好で、私は労働行政をやっても困るというところを言いたい。それはよく、労働大臣としては五人未満の会社、日雇いその他農民、漁民に至るに手をしなければならぬ、ということも急務だ、こういう場合にお気持は持つておられると私は思う。の、そういう発言が出る、次々と反対の法案が出てくる。私が、日本の経済政策において、がんばって下さい、がんばらなければいけません、とを常々言っているように、あなた、やはり労働行政というものは、もっと腹をきめてやらなければならぬ、ば私はいかに思う。だから、こういう法案に、与党の諸君でも、私は心から賛成する諸君はほとんどないと思う。そういうことをここでやりなると、ということは、私はやはり将来と考えると、これはやはり将来と、衆議院の諸君が、一部はこれにつけて加えて修正をされた。努力をされた。ただ、だけれども、私は、労働行政として、労働省から出てくるこの考え方というものは納得できない。どうか一つ改めてもらいたい。これを強く主張したいと思ふ。

○高野一夫君 私は、労働大臣がおいでになる席で、政府委員並びに労働大臣に確認しておきたいことがあります。この四法案の施行に要する経費がどうなっているのか。ことに日雇労働者健康法の改正については、衆議院で修正をされた段階もあり、そのときに、衆議院の社労委員会、おそれるこの修正案によって予算がふたことになるところは、社労委員会において、どういふような審議があったか。またふえたとすれば、そのふえただけの金は、どういふように始末ができるようなことになっておるか、どうか、それを一つ、まず政府委員から……。

○政府委員(堀秀夫君) まず失業保険関係について申し上げます。今回の改正によりまして、三つの点につきまして給付の改善がなされるわけであり、その第一に、公共職業訓練を受ける場合には、給付時間の延長、それから給付日数の延長に関する特別措置、就職の支度金の措置、この三つにつきまして、給付は約三十億三千万円の増が予定されます。これに要する経費は、すでに編成いたしました予算の流用によって措置いたし、それからなお足らざるものがございしますれば、予備費から支出する、このような措置をとりたいと考えてございます。

○政府委員(太宰博邦君) 本案施行に要する経費でございします、厚生年金保険法の施行に要する経費、平年度で約六千八百九十九万円、日雇健康保険の分は、衆議院の修正分を含めまして、約二億六千七百四十五万円、船員保険法の改正に要します経費、約二千五百三十一万円でございます。

○高野一夫君 太宰保険局長に伺いますが、衆議院で修正によって増額されたものは、二億六千七百四十五万のうちの幾らぐらいになりますか。

○政府委員(太宰博邦君) 千七百二十四万円でございます。

○高野一夫君 それでは、今堀安定局長から、その金の出し方の始末についての話がありましたが、厚生省関係の増額された分もあるわけですが、これはどういふような処置をとられるか。

○政府委員(太宰博邦君) 衆議院で修正になりました分につきましては、これは一応予備金でもつて、中に約二億三千万円持っておりますから、それでまかないたいと思ふ。

○高野一夫君 労働大臣と厚生大臣に一応確認いたしておきますが、労働者においては、三十億余りの金については、予算のやりくりと予備金、日雇労働者関係については厚生省において予備金から支出する、こういうふうな点について間違いないか、また間違いないか、そういうような支出がやれること、ちゃんと話し合ひがついていくかどうか、それを大臣から一つ。

○国務大臣(渡邊良夫君) すでに関係財政当局とも話し合ひまして、その点は間違ひございません。

○国務大臣(松野頼三君) 十分やれるように各般の準備はいたしてあります。

○坂本昭君 先日伺いましたが、もう一ぺん改めて厚生大臣に、厚生年金保険の問題に関してお尋ねをしておきたい。その前に局長に、日雇健康保険に加入している人で、厚生年金保険に入っている数、大体おわかりになりますか。

○政府委員(太宰博邦君) ただいま資料がございせんので……。

○坂本昭君 入っている人があるのか、いかにわかりになると思うのです、が、全然ないのか、それとも若干あるのか、数あるのか、その程度の返答をまずいただきたい。

○説明員(加藤威二君) 便宜上私から御説明申し上げます。現在の厚生年金保険法の運用でございしますと、日雇健康保険法の被保険者は、新たに加入する制度にはなっておりません。ただし、従来健康保険の適用事業所、厚生年金保険の適用事業所に働いていた人が、事業をやめまして、日雇労働者になった場合には、厚生年金保険法の任意制度被保険者として残り得る制度がございします。その人々があるいは若干お入りになっていると思ひますが、その数は的確につかんでおりません。

○坂本昭君 厚生年金保険法の十二条には、適用除外として、被保険者として、日雇い入れられる者という項があります。しかし、これにはただし書きがあつて、一カ月をこえ引き続き使用されるに至った場合は除く、つまり日雇いで引き続き一カ月以上雇入れられる者は、厚生年金保険法に加入ができると思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(太宰博邦君) 今、御指摘の厚生年金保険法の十二条の三号の規定でございしますが、一カ月をこえて引き続き使用されるという場合には、これは健康保険の被保険者の方に相なりますが、従つて厚生年金法の被保険者になる、こういうこととござい

ます。

○坂本昭君 厚生省のこの説明の中に、事業所に使用される者というのには、必ずしも事業主との間に法律上の雇用関係が存在することを必要とし、従業者が事実上労働を提供し、これに対して事業主が、一定の報酬を支払う事実上の雇用関係があればいい、そういう説明を見たのでありますが、こうした場合に、事業所あるいは事業主というのは、不特定であつてもよろしいのですか。

○説明員(加藤威二君) 便宜上私から御説明申し上げます。これは特定の事業主との雇用関係でございしますが、たまたま事業主の中には、法律上の形式的な明瞭な契約関係を結んでおられない場合がございします。それをさすわけでございます。

○坂本昭君 そうしましたら、任意単独被保険者というのがありますね。任意単独被保険者、こういうものの扱いを日雇労働者は受けることができませんか。

○説明員(加藤威二君) 任意単独被保険者と申しますのは一応日雇いという形態の雇用関係と申します。そういう関係にあるものにつきましては適用しないということになっております。

○坂本昭君 なかなか日雇労働者というものは冷遇されますね。もう日雇労働者自体の問題については、先ほど来労働大臣にいろいろと意見が出ましたからもう申し上げませんが、この厚生年金保険法というのは、最初から目的に、労働者の保険であるということ、それからまた残念ながら常時五人以上という規定はありますけれども、とにかく労働者の保険制度であるというこ

とについては間違いない。で、何とかしてこの日雇労働者の雇用の安定は言うまでもなく、さらに生活の安定をはかりたい、そういうつもりで何かいい道はないかと思ってお尋ねをしたのですが、厚生大臣は日雇労働者のこの厚生年金加入について、先般来局長は技術的に非常に困難だと言っておりまして、何らかの適当なこれを解決する方法はございませんか。

○国務大臣(渡邊良夫君) この問題につきましては、日雇労働者という性質からなかなか困難な問題でございますが、私どもこれは将来は国民年金を適用せざるを得ないのではないかと、かように考えて目下検討しておる次第であります。

○坂本昭君 今の、国民ですか、厚生ですか。

○国務大臣(渡邊良夫君) 国民です。

○坂本昭君 今回の四法の審議の中で、日雇労働者というものが、厚生行政と労働行政の谷間にあるという点が深く指摘されてきたのでございますが、少なくとも労働者としての労働保険の系列の中で取り上げるといふのが私は原則であると思う。で、厚生大臣のように、国民年金で取り上げるといふことを明確にお答えされたものではなはだ迷惑なのであつて、労働行政の中で、労働保険の系列の中で原則として扱っていく、そのためにいろいろな技術的な隘路があるだろうと思ひますが、ぜひともそういうふうな解決の方途を一つ探していただきたい。時間もありませんからこれ以上お尋ねいたしません、今のうちにただ安易な道につくといふことではなはだ国民としては迷惑をいたします。また先日少し

触れたことですが、厚生行政についてはともすれば安易な道につきこうとして、日雇労働者の健康保険について、いろいろな適用除外を悪用しているという傾向があるのであります。で、私は労働者の保険制度を確立するために、安きにつくのではなくて、ほんとうに労働者の生活を安定する、そういうために行政を推進していただきたい、その点を最後にお願いして質問を終わります。

○委員長(加藤武徳君) それでは本四法案に対する質疑は、これを終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないと認めます。よつて本案に対する質疑は終局いたしました。

暫時休憩いたします。

午後五時十四分休憩

午後五時四十三分開会

○委員長(加藤武徳君) ただいまから再開いたします。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、修正意見等おありの方は、討論中にお述べを願います。

○藤田藤太郎君 私は、日本社会党を代表いたしました、この保険四法案について、私たちの立場を表明するものであります。

まず第一に、私たちは、失業保険法及び職業安定法の改正法案でありますけれども、今日までの質疑の経過を経て参りまして、今日の失業保険制度というものが、本来の社会保険制度と違つて、相互扶助的な保険制度によつてま

かなわれているということでございます。で、こういう運営の仕方が、今日問題になっておりますような、保険経済というものを中心に問題を議していく、運営をしていく、こういう格好に流れてきておりますことを非常に残念に思つてございまして、失業保障の問題の根本は何かといふと、国民が、勤労の中で人生を全うしていくその勤労の機会が与えられないという方たちを、どうして職業の場につけるか、生産を通じて社会に貢献してもらい、人生を全うしていただくという雇用政策の問題が一つございまして、ところが、そういう問題が十分に実効をあげていないところに、または失業をされた方々の救済の問題が出てくるわけでありまして、何と言つても国の施策として、私はこの失業保障という問題を考へべきところでありまして、こういう格好になつてゐるわけでございます。

第三番目に、何と言つても日雇労働者の失業保険の問題、給付の問題でございます。たとえば通算五日、継続三日、これだけなれば失業保険はもらえない、そしてまた、二百円、四百円という二段になつておりますけれども、百四十円では生活することはできません。こういうものこそ今度の法改正については中心をなすものだと思うのでありますけれども、衆議院議員の提案して参りましたこの法案を見ますと、社会保障費の金ぐりの面で、この三分の一の政府支出金、国の支出金を四分の一に減らす、片方においては保険料の引き下げも行なつておりますけれども、労働者は何といつても失業者の救済ということがまず第一でありまして、われわれの給付が楽になることはけつこうであるけれども、それより先に失業されている方々の救済をすべきだというのが一致した被保険者労働者の意見でございます。これは、こういうものの考え方はこの船員保険法にもあります。失業保険の面を見ましても同様でございます。だから私たちはなせこのような、政府の答弁を聞いて

ておりますと、中小企業や零細企業、要するに五人未満や、農村や、漁村の方々が非常に困つてゐるから、これを守ることがまず今日の急務であると言ひながら、全く逆な形で法案が提出されてきている。衆議院で一部職業訓練の方々の他について修正がございましたけれども、失業保険、失業保障をする根本の問題からはずれて、保険経済をいかにして維持していくか、その面からの操作だけしかここで生まれていないというのは、非常に残念でありました。私たちは、この失業保険並びにこの要素の入つております船員保険にどうしても賛成ができないのであります。私たちは何といたしまして、こういう私があげましたような問題を国会においてつまびらかにして、ほんとうに生きた失業保障が実現するような法案に改正すべきだ、こういう立場から失業保険並びに職業安定の一部改正の法案、船員保険法の法案には反対をいたす次第でございます。

厚生年金並びに日雇健康保険の問題についてはでありますけれども、私たちは、この厚生年金について五人未満の加入がしてないとか、または他の年金との関係において改善しなければならぬ点であるとか、または失業保険の二カ月の待期間をどうするか、どういふ工合に、その間の医療保障がない状態をどう救済するかという、いろいろのたくさん残された問題はございまして、この点は次回に譲りたいと思ひます。

そういう意味で、この二つの法案については、一応わが党としてこの国会を通して立法化したい、こういう考えでございます。

船員保険法の一部改正案につきましても若干の改正が加えられておりますので、私どもこの法案に賛成をいたします。

整、こういう名前で三分の一国庫負担を四分の一に引き下げを断行いたしておりますが、政府の考え方の端的な姿

立金の運用についても、しばしば本委員会あるいは衆議院においても議論されておるわけでございまして、これら

厚生年金保険法の一部を改正する法律案、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案については、賛成の意思

○委員長（加藤武徳君） 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決

定いたしました。

次に、船員保険法の一部を改正する法律案(第三十三回国会衆議院第二六号)を議題といたします。本案を原案の通り可決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(加藤武徳君) 多数でございます。よって本案は、多数をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

○吉武憲市君 私ほたたいま議決されました社会保険に関する四法案に對しまして各派共同提案で、次のような附帯決議をすることの動議を提出いたします。

まず、附帯決議の案文を朗読いたします。

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案に関する附帯決議案

失業保険は被保険者が失業した場合にその生活の安定を図ることを目的とするものであることにかんがみ、政府は一般失業保険を五人未満の事業所に拡大するとともに長期失業者の救済と低額保険給付及び日雇労働者失業保険の失業保険金日額等について、すみやかに検討の上、その改善について成案を得るよう努力すべきである。

次に、

厚生年金保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案
政府は、厚生年金保険に關し、特に、次の諸施策の実現に努力すべきである。

一、給付内容の改善に努めると共に他の年金制度との通算調整をはかる

こと。

二、適用範囲を従業員五人未満の事業所へ拡大すること。

三、積立金の管理運用については、特に提出者の意向を反映し得るよう自主管理を図るとともに還元融資の枠を拡大すること。

次に、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

日雇労働者健康保険法は、今次の改正により給付内容について若干の改善が行なわれたがなお、不十分な点が多いので皆保険の実を上げうる如く政府は日雇労働者健康保険制度について根本的な検討を加え、一般健康保険との均衡を考慮し早急にその改善を図るべきである。

以上でございます。

なお、船員保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は船員保険については左の事項に努力すべきである。

一、船員保険の被保険者の標準報酬は最高三万六千円に据置かれていたが賃金の実態に即して引上げるようすみやかに措置すること。

二、船員勤務の特殊な実態にかんがみ療養給付における一部負担制度についてすみやかに検討をすること。

三、積立金の自主管理をはかり船員の厚生福祉の向上のために運用される措置をとること。

以上でございます。

○委員長(加藤武徳君) ただいま吉武君提出の動議を議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。それでは吉武君提出の附帯決議案を議題といたします。ただいま案文の朗読がございましたが、提案理由の説明をお願いいたします。

○吉武憲市君 ただいま朗読いたしましたように、失業保険につきましましては、本委員会ではしばしば指摘されましたように、五人未満の小さい事業所に働いておられる方が多々ございます。そこでこの以下の事業所にもできるだけ適用されまして、皆保険の実を上げたい、なお、長期失業者が、ときによつては相当ございまして、現在保険経済において相当の余裕金がございますので、これを長期失業者の救済のために使うような方途を考えていた

だきたい。なお、低額保険給付の引き上げあるいは日雇労働者の失業保険日額の低額なものにつきましましては、その引き上げをはかるように努力してほしいというところでございまして。

なお、厚生年金の附帯決議につきましましては、全般的に給付の内容を改善することはもちろんのこと、他の共済年金あるいは国民年金等との通算の制度がまだ講じられておりませんので、それらの点をすみやかにいかけていた

たい。それから本委員会ではしばしば指摘されましたように、従業員五人未満の小さい事業所におきましては、せっかくのこの厚生年金の恩恵が及びま

せんの、これをそれ以下のものにも広く恩恵の及ぶように一考慮を払っていただきたい、こういうことであります。

なお、積立金の運用につきましても

本委員会ではしばしば指摘されましたように、膨大な金額に上っておりますので、これを自主管理に移し、そうして還元融資の枠を拡大するとともに、この資金を福祉厚生のために使うように努力をはかりたいということであり

ます。

なお、日雇労働者健康保険につきましても、本委員会ではしばしば指摘されましたように、せっかく手帳をもらい

ても、その資格要件を欠くために健康保険の恩恵に浴せられないというものがたくさんございます。今日国民皆保険の制度が取り入れられておるときであり

ますから、できるだけこれら日雇労働者の諸君にも一般健康保険のような内容を持つ保険制度に一つ改善をはかってもらいたいということでございます。

なお、船員保険につきましても、先ほど来本委員会では指摘されましたように、先般、前の附帯決議がありましたにもかかわらず、標準報酬が最高三万六千円に据置かれております。これらの点につきましても、これが実情に即するように引き上げてほしいということであり

ます。

なお、療養給付について一部負担の制度が現在ございまして、これらができるだけなくしていきたい、こういうこと。

なお、この積立金の運用につきましましては、他の保険と同様に、これらの保険を自主管理に移しまして、そうして労働者の福祉厚生のために使うようにしてほしいということでございます。

何とぞ政府におかれましては、各派共同の提案でございますから、委員会の質疑の間に、政府の誠意の

ある御答弁は承りましたが、ただ委員会だけの御答弁に終わらないで、この実現に誠実に努力されんことをつけ加えてお願いを申し上げます。

○委員長(加藤武徳君) ただいまの附帯決議案に對しまして、御質疑があら

まれば御発言を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(加藤武徳君) 別に質疑もないようでありますから、これより採決をいたします。

吉武君提出の附帯決議案を、本委員会の決議とすることに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(加藤武徳君) 全会一致と認めます。よって吉武君提出の附帯決議案を、本委員会の決議として関係各法案に付することに決定いたしました。

大臣から発言を求められております。

○国務大臣(渡邊良夫君) ただいま本委員会におきまして、附帯決議といたしまして決定いたしましたこの問題につきましまして、今後十分研究いたしまして、御趣旨に沿いたいと、かように考えております。

○国務大臣(松野頼三君) ただいまの附帯決議の趣旨を尊重して、極力その実現に努力をいたします。

○委員長(加藤武徳君) なお、議長に提出する報告書の作成につきましましては、委員長に一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないと認めます。本日はこれで散会いたします。

午後六時十一分散会

昭和三十五年四月二日印刷

昭和三十五年四月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局